

## 平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

### 1. 平成30年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成26年2月4日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

### 2. 環境配慮契約に係る事項

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約並びに⑥産業廃棄物の処理に係る契約のうち、①について、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

#### ①電気の供給を受ける契約

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 契約期間    | 平成30年4月1日～平成31年3月31日 |
| 予定使用電力量 | 19,617,710kWh        |
| 契約方式    | 随意契約                 |
| 事業者名    | 北陸電力                 |

なお、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約、建築物の設計に係る契約及び産業廃棄物処理に係る契約については該当する案件がなかった。